



「京都西山」観光振興支援(協力)金【令和8年度】



「まるっと京都」の趣旨を踏まえ、京都西山エリアで、商工・観光関係事業者等が行う、観光・地域活性化に関連した情報発信への協力に対する謝礼や、京都アリーナ（仮称）のオープンも見据え、観光客数や観光消費額の増加を図る新商品開発等の取組にかかる経費の一部を支援します。

◆申請・対象期間

【募集期間】 7月22日（水）～8月21日（金）＜必着＞

【対象期間】 交付決定日～令和9年3月1日（月）※事前着手届を提出する場合は別途協議

◆新商品・サービス開発等支援金

【対象者】

- ・乙訓2市1町に事業所を有する事業者で、商工会又は観光協会の会員
- ・当該事業者による任意のグループ など

【対象事業】 以下のいずれかに該当する事業

- ・体験コンテンツ開発
- ・特産品・土産品開発
- ・飲食メニュー開発
- ・広報宣伝

【対象経費】

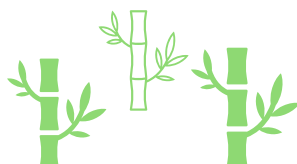
- ・消耗品費、印刷製本費、原材料費（試作品づくり等）、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費、翻訳料、会場借上料、出展料、物品レンタル料、備品・図書購入費、講師謝金、出張旅費 等

【支援額】

- ・最大20万円（税込）／1件
※予算枠を超える申請があった場合は減額可能性あり

【支援率】

- ・1／2以内



◆観光情報発信等協力金

【対象者】

- ・乙訓2市1町に事業所を有する事業者で、商工会又は観光協会の会員
- ・当該事業者による任意のグループ など

（事業者名（代表者名、宣伝担当者名を含む）のアカウントのフォロワー500人以上の登録があること）

【対象事業】

- ・SNS等による観光情報等発信（年間10回以上の投稿）

（地域イベント、観光スポット等をテーマに、SNS※（複数活用可）を活用し、事業者名（代表者名、宣伝担当者名を含む）のアカウントにより発信したもの。ただし1事業者当たり1件のみ申請に限る）

【対象 SNS】

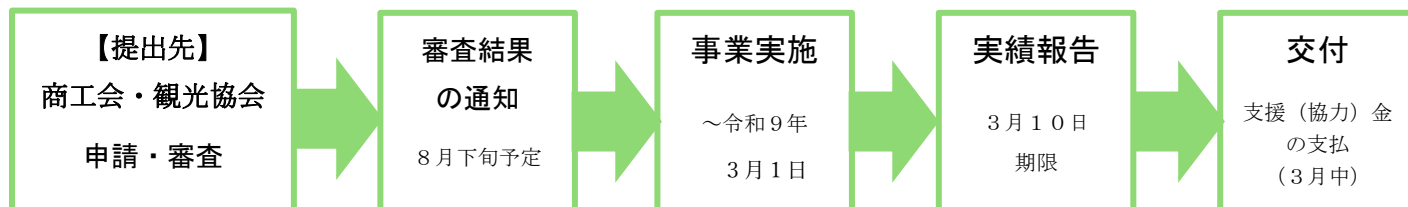
- ・X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook、LINE、YouTube、TikTok

【協力額】

- ・定額1万円（税込）／1事業者



◆支援（協力）金交付までの流れ



◆注意事項

商品パッケージや広報ツール、ハッシュタグには、「京都西山」「KYOTO NISHIYAMA」「乙訓」「OTOKUNI」「竹の里・乙訓」「TAKENOSATO OTOKUNI」のいずれかの文言を記載すること

◆実施要領・様式等のダウンロードはこちら



<http://otokuni-kyoto.sakura.ne.jp/wp/?p=5810>

◆お問い合わせ先

乙訓商工・観光協議会（事務局）京都府山城広域振興局 乙訓調整監付 ☎075-921-0182
〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立8 乙訓総合庁舎2階

